

「特別市制理由書」

京都市ほか[編]

五大市共同事務局刊 / B5 版 / 1951 年 / 230 頁 / 図書番号 OA-0900

1947 年 5 月、憲法とともに施行された地方自治法には特別市制度の創設が盛り込まれた。特別市は都道府県の区域外であり、人口 50 万人以上の市につき、法律でこれを指定するとされた。

政府は同年 3 月に、特別市実施の住民投票の範囲は、当該特別市の住民投票による、との見解を 3 月に表明していたが、12 月に公布された地方自治法の一部を改正する法律では、関係都道府県住民による投票とされた。

五大市所在府県側の運動や GHQ からの指示があったとされるこの変更により、人口分布の関係から、特別市の実施に必要な過半数を得る見込みはなくなり、特別市制は凍結状態となった。この事態を開拓して特別市制の実現を期するため、五大市が連名で、1951 年 10 月に発表したのが本書である。

「第 1 序説」では、制度としての特別市制は既に地方自治法に規定されており、直ちにその実施を求めるとしている。

「第 2 大都市の発達と大都市行政」では、わが国の大都市は資本主義経済の中心として急速に発達したが、大都市では市民生活の全般に渡り行政に対する依存度が高く、五大市は巨大な都市行政を営んでいるとする。

「第 3 大都市と府県」では、府県の役割は、①市町村では出来ない仕事、②市町村の区域を越える仕事、③国の地方行政の単位としての仕事、を行うことであるが、巨大な都市行政を営んでいる五大市にも全面的な監督権限を有しており、二重行政の弊害があるとする。

「第 4 特別市制の必然性」では、大都市における二重行政の撤廃は、行政の能率化、行政経費の節約、自治の強化の点から、必然であるとしている。また、行政区の区長は、都制の特別区のように公選とする必要はなく、市長が任命する一般吏員を区長とするように改めるべきとする。

「第 5 特別市制運動の沿革」では、1889 年の市制施行から戦後のシャウプ勧告や地方行政調査委員会議の勧告までの、特別市制をめぐる動向を概観している。

「第 6 特別市制実施上の諸問題」では、大都市が特別市として独立した後の残存府県についての見解を述べる。まず、この問題は特別市制自体の問題ではなく、特別市制に反対する立場から残存府県の独立の困難性が誇張されて取り上げられているとする。次に、残存府県は人口や産業、財政などから見て、依然として全国の上位から中位に位置し独立可能であるとする。そして、弱小府県のことを問題にするのであれば、府県の廃合を考えるべきであるとも指摘する。

一方、特別市は残存府県を含む関係府県や市町村との協力に努めねばならないとする。また、東京都の特別区に自治権を認めたことは大都市行政の統一性を破壊し、都と区の二重行政の摩擦が起きているとする。そして、特別市実施の住民投票は現在の府県民投票を市民投票に改めるべきだと主張する。

特別市制を巡っては、この後も五大市と五大府県の意見は真っ向から対立したまま、国会や地方制度調査会において議論された。

(田村靖広・市政専門図書館司書課長兼企画調査室長)